

広島県教育委員会教育長訓令第五号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十五日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二管理部の部総務課の項部長専決事項の欄第七号を次のように改める。

七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。